

## 【議題1】 弁護士会の在り方について

### 第1 説明協力員による概略説明（当会広報委員会）

当会広報委員会より、弁護士及び弁護士会の活動に関する当会の広報として、広報動画や弁護士会HP、公式 Twitter、県内自治体との連携、司法記者との懇談会・懇親会、駅前看板、各種パンフレットの送付、タウンページ・タウンニュース広告等が実施されていることの説明がなされ、①弁護士・弁護士会が何か、何をしているのかという点について、広く市民に浸透しているとは言い難いのではないか②法律事務の独占について、医師による医療業務の独占等と比べ、法律事務が独占されていること及びその意義が広く市民に共有されているとは言い難いのではないか③昨今の弁護士の増加数に比べ、活動領域が広がっているとは言い難いのかとの問題意識が提示された。

### 第2 市民会議委員との意見交換

- ・法廷活動以外の業務はどのくらいの割合であるか（市民会議委員）。

→地域性があり、法廷に全くいかない弁護士もいる。神奈川では成年後見が多い（弁護士会）。

- ・弁護士への相談はハードルが高い。特に、費用面への懸念がある。費用面で柔軟性を出す必要があるのではないか（市民会議委員）。

→法テラス等、低廉な法的サービスを提供できる仕組みはあり、一覧化できるようなパンフレットや専用ホームページの制作を検討したい（弁護士会）。

- ・医師と弁護士の比較で、体調不良につき医師にかかる必要があるかどうかは自身で判断できるとしても、悩みごとにつき弁護士にかかる必要があるかどうかを自身で判断するのは難しく、仕分けが必要。組織との連携をもっとすすめた方が良い。チャットボットの活用などコメントでの回答も検討すべきではないか（市民会議委員）。

→参考にさせていただきたい（弁護士会）。

- ・中小企業には顧問税理士はいるが顧問弁護士が少ない。組織の中で法律的な紛争にならないためにはどうすれば良いかという相談があるが、相応の報酬が発生するため中小企業にはハードルが高い。中小企業へのアプローチを積極的に検討すべき（市民会議委員）。

→積極的に取り組んでいきたい（弁護士会）。

- 弁護士の広報として、弁護士会自体が積極的に広報をするのか、個々の弁護士の営業活動に任せるのか、線引きをどうするか。特に、Z世代向けのアプローチとしては、ホームページのコンテンツを充実されるだけでは足りず、検索でヒットしなければ届かず、デジタル世代向けにどこまで弁護士会が広報をすべきなのかという問題もあると思う。

→重要かつ大きなテーマであり、引き続き検討していきたい（弁護士会）。

以上

## 【議題2】「民事介入暴力問題に対する弁護士会の取組み」

【概略説明・問題意識の提示】阿部 智 弁護士・佐藤 裕 弁護士

### ●当会の民事介入暴力対策委員会の活動について

1) ①民事介入暴力の定義とその意味、②民事介入暴力問題対策と活動範囲について、③三者協定＝神奈川県暴力追放推進（暴追）センター・神奈川県警察・神奈川県弁護士会によるもの（平成11年7月より）の活動について解説。その後、2) 当会民事介入暴力対策委員会について：①委員会の構成・運営、②活動内容、3) 同委員会が担当した案件についてご紹介。これを踏まえてご質問ないしご意見をいただいた。

### 【委員の皆様からの質問及びご意見】

- ・このような問題は自治体との協力が必要だと思いがいかか。
  - 暴追センター会長には県知事、副会長には神奈川県警の本部長が就くなどして密に自治体と連携している。
- ・飲食店への暴力団によるみかじめ料の請求は今もあるか。対策などはいかがか。
  - 暴力団対策法により締め付けが厳しくなっているがまだなくなっていない。  
目下、繁華街対策や条例改正などをして指定地域について対応するなどしている。
- ・元組合員の社会復帰を促進する活動はしているのかどうか。
  - 暴力団からの離脱は大きな問題になっている。更生して組織から離脱しても銀行口座を作れないなどの問題が起きてしまうことがある。そういった問題にこれから取り組んでいく。現状では、暴追センターの賛助会員になって数年たったら口座を開設できるよう暴追センターが動いている状況。  
その点も踏まえてどうすれば暴力団に入らなくできるか、辞めさせられるか、なども含めて弁護士側が対応する範囲が広がっている。
- ・40年前と比べて暴力団を見かけることは減っている。組織化されておらず地下に潜っている人が多く、そういう人の相談をしても良いのかわからない。

→ 準暴力団やいわゆる半グレの問題も実際には多い。そういうご相談もある。

・この問題については公益活動であり手弁当でやっておられてアピールの難しさがわかる。

もともと、暴力団の認知は下がっているし減っていると思う。近年、不良やヤンキーは激減し、学校内ではグレーゾーンの子供たちが増えている。学校や医療の現場などでは5年前の倍以上になっており、課題がたくさんある。

実際に学校内のもめごとは増えて、訴えてやると言う親も増えていて、摩擦が増加している。そこに弁護士が介入するニーズが高まっているのではないか。スクールローヤーの存在に実際に助かっている。子供たちが弁護士と触れ合う機会を増やすことが大事。教育の中に自己防衛手段として法律について組み込むことも大事ではないか。

→ 今後、教育現場における問題にも、対応していく必要がある。

以上